

令和4年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和4年6月7日）

議事日程（第2号）	9
日程第1 一般質問	11
1. 今西利行 議員	11
2. 榎木憲法 議員	23
3. 山内実貴子 議員	26
4. 宇佐美まり 議員	35
5. 森山高広 議員	40
6. 山本 精 議員	45
7. 原田周一 議員	46
8. 上野雅央 議員	53

令和4年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年6月7日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 今西利行 議員
2. 榎木憲法 議員
3. 山内実貴子 議員
4. 宇佐美まり 議員
5. 森山高広 議員
6. 山本 精 議員
7. 原田周一 議員
8. 上野雅央 議員

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	8番	森山 高広	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 7番 藤本 英樹 議員

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	山	下	康	之	君
教	育	奥	村	博	已	君
都	市	星	野	欽	也	君
整	備	奥	谷		明	君
政	策	垣	内	清	文	君
監		黒	川		剛	君
総	務	青	山	公	紀	君
担	当	村	山	和	弘	君
理	事	廣	島	照	美	君
建	設	中	村	浩	二	君
事		立	原	信	子	君
業		岩	井	直	子	君
教	育	谷	出		智	君
次	長	田	村		徹	君
総	務	下	岡	浩	喜	君
課	長	長	谷	川	みどり	君
企	画	馬	場		浩	君
財	政					
課	長					
税	住					
民	課					
課	長					
福	祉					
課	長					
健	康					
対	策					
課	長					
子	育					
て	支					
援	課					
長						
建	設					
環	境					
課	長					
産	業					
観	光					
課	長					
上	下					
水	道					
課	長					
会	計					
管	理					
者	兼					
会	計					
課	長					
生	涯					
学	習					
推	進					
本	部					
次	長					

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	重	富	康	宏	君

---

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

本日、藤本英樹議員及び塚本課長から欠席の申出があり、これを許可しておりますので、ご報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は11名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（谷口 整） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○11番（今西利行） 皆さん、おはようございます。

今西利行です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず最初は、防災対策についてです。

近年、地球温暖化に伴い、甚大な風水害による災害が多発しております。また、日本は地震大国とも言われるように地震による被害も後を絶ちません。そこで、今後の自然災害に対応するために、防災・減災対策の抜本的な強化が必要であると考えます。

そこで、次の3点にわたって質問いたします。

まず1点目、避難行動要支援者名簿について質問いたします。

第5次まちづくり総合計画にもあるように、本町では、常備消防体制に加え消防署と連携して地域の消防、防災活動の中心的な役割を担う消防団のほか、町内11の区・自治会全てに自主防災組織が設立されております。災害時における自助・共助・公助・近助の考えのもと、本町の強い地域力を生かした防災の取組は、町内各地域で行われております。こうした地域防災力の高まりのもと、災害時だけでなく平時から防災力を高める体制の整備のほか、地域住民と行政が常に災害情報や避難情報を共有できる仕組みづくりが課題となっております。

さらに、災害時等の備えとして、避難者に必要な生活物資の備蓄、提供のほか、災害時の高齢者、障がい者等の災害弱者に対する取組を進める必要があります。高齢化に伴う高齢世帯の増加により災害への対応力の低下が懸念されており、災害時における避難行動要支援の安否確認や避難支援について、地域で助け合う体制づくりが必要であります。

このような状況の中、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行

動要支援者名簿の作成が義務づけられました。名簿の登録については①から⑥まで規定され、例えば要介護認定3以上の在宅の方をはじめ、障害者手帳を所持する方などが対象となっており、町としては、規定の①から⑤に基づき名簿を作成されております。

しかし、それだけでは極めて不十分であり、⑥として、「区・自治会、自主防災会等が支援の必要を認めた方」についても関係団体に調査をお願いし、作成するものとされております。その部分についても、町としてきちんと把握すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） 避難行動要支援者名簿については、要介護認定3から5を受けている在宅の方や身体障害者手帳1・2級の第1種を所有する在宅の方など、町が規定する①から⑤の対象要件のいずれかに該当する方を登録対象としております。

議員ご指摘の「区・自治会、自主防災会等が支援の必要を認めた方」とは、①から⑤の対象要件に該当せず、町が作成した支援者名簿には未登録であるものの自主防災会等が支援の必要を認めた方については、この要件を補完するものとして追加できることとしており、情報提供等をお願いしております。

町といたしましても、引き続き自主防災会等と連携し、登録対象者の把握に努めてまいります。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 平成24年には町内全戸に要支援者等についての調査が実施され、支援が必要な方については、手上げ方式で名簿が作られていました。現在、町がつかんでいる名簿より、はるかに多い方が支援の必要性を訴えられておりました。

このことから考えても、町が作成した名簿だけでは極めて不十分です。今でもある区では、毎年全戸に調査票を配布・回収し、支援が必要な方を自主防災会として、きちんとつかんでおられます。町全体として、「区・自治会、自主防災会等が支援を必要と認めた方」を含めて、避難に支援を要する方がどのくらいおられるのか把握しておくことが不可欠であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 避難行動要支援者名簿への登録者が減ったとのご指摘でございますが、これは、平成25年6月の災害対策基本法の改正による国の指針に基づき、これまでの手上げ方式から、高齢者や障がい者等のうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確

保を図るために、特に支援を要する方に精査されたことに伴い、本町では同指針に基づき、①から⑥の対象要件に該当する方とした結果によるものでございます。

しかしながら、本町といたしましては、対象者が減ったと認識しているのではなく、今後も自主防災会等と連携し、自主防災会等が支援の必要性を認めた方等につきましても引き続き対象者に含め、その把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 町は避難行動要支援者について、自主防災会が必要と認めた方についても引き続き把握に努めたいと述べられましたが、現在はほとんどつかんでおられないとお聞きいたしました。しかし、先ほども指摘しましたように、ある区では毎年全戸に調査票を配布・回収し、支援が必要な方を自主防災会として、きちんとつかんでおられます。実際に災害が起こったときは、町が作った名簿と自主防災会等が必要と認められた名簿に基づいて避難の支援が必要であります。

町として、自主防災会等に対して全戸調査を行っていただくように依頼し、きちんと対象者を確認すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 先ほども申し上げましたとおり、本町といたしましては、形式要件だけではなく、真に支援を要する方々の把握に向け、引き続き自主防災会等と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 支援が必要な方は毎年変わってくると思います。各自主防災会等がしっかりと把握できるように支援し、そして町も把握すべきことを求めておきます。

次に、避難行動要支援者に対する個別支援計画について質問いたします。

町は、先ほども述べましたが、避難行動要支援者の名簿登録や個別の支援計画作成について取組を進めてこられました。そして、これまで何度か議会でも取り上げられて、先般の3月議会では、名簿登録者158人、情報提供への同意者127人、そのうち避難計画が策定できているのが21人との答弁があり、引き続き計画策定を進めていきたいとされました。

また、支援者さえいれば支援計画ができる方が50人とのことでありましたが、その後3カ月が経ちましたが、どのような取組をされ、そして現在の状況はどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 個別計画の策定については、その重要性を認識しており、本年3月にも町から全区自主防災会へご説明及びお願いにお伺いしたところでございます。その結果、特に避難支援者の未選出により計画策定が完了できていない方々を中心に、各自主防災会から個別に訪問や調整をしていただき、現在では前回答弁時の21人から50人に増加しております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） この3カ月で21人から50人になったことについては評価したいと思います。しかしながら、情報提供同意者で支援が決まっていない方が、まだ約70人おられます。このことについては、もう何年も前からできていない状態が続いております。また、先ほど申しました区や自治会、自主防災会が必要と認めた方を加えると、さらに計画の策定をハイスピードで進めていく必要があると思います。

災害はいつ起こるか分かりません。できることは、すぐにでも準備する必要があると思います。この3カ月で30人もの方の計画が策定されたのですから、まだ支援計画が策定されていない方についても、ぜひとも速やかに策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 個別計画の策定に至っていない方につきましても、引き続き自主防災会等とも連携しながら、計画策定が完了できるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 災害はいつ起こるか分かりません。これまで何年もかかってできていなかった個別支援計画が、今回、先ほども言いましたが短期間で30人の方にしていただきました。先ほど指摘いたしました自主防災会等が必要と認めた支援者の名簿作りと併せて各自主防災会等関係機関と協議し、少なくともこの秋の台風シーズンまでには作成できるようにすべきではないでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、個別計画の策定につきましては、引き続き自主防災会等とも連携しながら、早期に計画策定が完了できるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 避難支援は住民の命に係わる問題です。実際の避難支援を考えた場合、名簿作りとともに誰が声かけをするかなど、支援計画をきちんと立てておくことが必要です。災害は待ったなしです。早期の避難計画、避難支援計画の策定を関係機関と協議し、完了していただくことを強く求めておきます。

次に、避難訓練について質問いたします。

初めに述べましたように、地球温暖化による台風の巨大化や記録的な豪雨、特に近年は停滞した梅雨前線のもとで線状降水帯が発生し、過去に記録がない規模、密度の持続的降雨によって災害発生に至るケースが急増しております。また、南海・東南海地震などの自然災害がいつ起こるかも分からない状況です。避難訓練については、風水害の場合と地震の場合とでは避難の仕方が違うと思いますが、いずれにしても、命を守るための第1次避難の訓練が決定的に重要だと考えます。

ただ、私も参加した訓練においては、消火器や消火栓の使い方、土嚢作りや扱い方、チェーンソーの使い方、バケツリレーなど災害に対する初期対応が中心に行われました。もちろん重要な訓練だとは思いますが、全国で命に関わる被害が多発している現状を考えますと、まずやらなければならない訓練は、やはり命を守るためにどう避難するかということだと考えます。各区・自治会ではそれぞれの自主防災会で創意工夫した取組が行われていると思いますが、命を守る第1次避難はどのような形、内容で行われていますか、お聞きいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 各自主防災会が実施される避難訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止された地区もあるものの、昨年度は8地区において防災訓練を実施され、うち4地区で避難訓練を実施していただいております。今年度につきましては、コロナ禍の状況を見極めながらではありますが、現時点におきましては、4地区の自主防災会で避難訓練を計画いただいております。

避難訓練の内容としましては、町が避難に対する考え方などについての情報提供やサポートをする中で、各自主防災会において班ごとに公民館などの一時避難所へのルート確認や複数ルートの選定など、それぞれ自主防災会が地域の実情に合った訓練を実施される予定でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） この間の全国各地を襲った自然災害は、命を守る避難訓練がいか



に重要であったかを教訓として残しております。住民の皆さんが事前に自分の住んでいる地域の危険度や逃げるタイミング、逃げる場所を家族で話し合い、避難カードに記入して把握しておくことが重要です。避難カードについては、宇治田原町でも既に作られておりますが、残念ながら十分な活用をされているとは言えません。

災害が起きたときに命を守る行動をどう取ればよいのか、住民一人一人が考えられる機会となるような避難訓練ができないものかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 有事の際には、命を守る行動が重要であると考えています。避難に際しては、どのようなタイミングで行動するべきかを記入しておく「宇治田原町 家族の災害・避難カード」も作成し、各自主防災会へ配布しております。今後とも、これらを活用して有効な避難訓練が行われるよう、町としても支援してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 実際、各地区の自主防災会ではそれぞれ様々な取組をされております。先ほども述べましたある区では、毎年全戸に対して要支援者の調査を行い、隣組ごとに支援者を決め、避難の際には要支援者への声かけも実施しておられます。また、避難所についても、区の公民館だけでなく、何カ所か近くの民家も含めて緊急に避難するところも決めておられます。また、地震に備えて全戸に人数分、ヘルメットを配備する計画を実行中のところもあります。こういった先進的な取組を他地区にも広げる必要があると考えます。

町として、各地区の取組をしっかりとつかみ、自主防災会の連絡会なども開いて、特に第1次避難をどうするかなどの交流する場を持つべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 各自主防災会においても避難の重要性を認識していただき、各地域に応じた避難訓練等に取り組んでいただいております。

本町といたしましても、自主防災会の連絡会の開催などにより意見交換や先進的な取組に対する情報提供等を行ってまいりたいと考えており、引き続き自主防災会等と連携、協力を進めてまいります。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 災害は、コロナ禍であっても関係なくやってきます。また今では、

災害は忘れた頃ではなく、忘れずにやってくると言われていた中で、いかに命を守る行動を取るか、第1次避難をどうするかが肝腎です。自然災害は止めることはできませんが、被害は対策により最小限に食い止めることができます。避難訓練というのは、住民の中にやらされ感があると成功しませんし、成果も出ません。何より、もし災害が発生したときに活かせる訓練が必要です。

ご答弁では、自主防災会の連絡会を開催していくとのことでした。先進地区の事例を参考に各区の実態に合わせた避難の在り方を検討していくこと、その準備として、各個人が避難カードを整理しておくこと、町が指定している避難所以外にも、身近に避難できる場所を検討しておくことなど、町がイニシアチブを取って万全の準備を進めていただくことを求めています。

それでは、次に地域公共交通について質問いたします。

町は、今年の10月から運賃を有償化した上で、町営バスの利用が多い地域は運航便数を増やし、ルートやダイヤの見直しを行う、利用者が少ない地域や交通不便地域では、予約型の乗合タクシーを導入する予定であります。

そこで、3点質問いたします、

まず1点目、説明会についてですが、この間、町営バスの変更について、町は各対象地区において説明会を実施してきました。しかし、その周知方法については、広報紙「町民の窓」やホームページには掲載されず、回覧板のみであり、回覧が間に合わなかったところや回覧板が回らなかったところなど、説明会の開催を知らない住民がおられました。また、回覧板については各区・自治会に入っておられない方については、そもそも回覧板は回されません。周知について極めて不十分であったと言わざるを得ません。参加の状況や出された意見についての説明を求めたいと思います。

○議長（谷口 整） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 5月に各区ごとに説明会を実施いたしましたが、参加者数につきましては、地域による大きな違いは見られませんでした。今回、個別に各地域に入って説明会を行いましたことによりまして、現に町営バスをご利用いただいております方にもご参加をいただいております。ご意見としましては、停留ポイントの位置であったり、これから利用を考えている方からのご提案が主でありました。特に有料化につきましては、無料のままという要望もございましたが、多くの方につきましては、有償化への理解と定期券などの負担軽減の仕組みが便利だと、そういった声もあり、地域でのご事情を踏まえました貴重なご意見を頂戴することができました。

なお、回覧が遅いとのこと指摘があったことは事実でございますが、その場で再度開催する旨などお伝えをいたしました。説明会終了後、現在も含めましてお問合せも再度の開催の要請もなかったところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 参加者数については、地域による大きな差は見られなかったというのですが、私が参加した郷之口では5人でありました。現在、町営バスを利用されている方はおられません。今回の説明会については、町の姿勢が問われていると思います。より多くの住民に説明し意見を聞こうとするなら、もっと早く周知すべきであったし、回覧板だけでなくホームページや「町民の窓」にも掲載すべきでした。

再度開催の要請はなかったとのことですが、説明会があったことを知らない人が要請できるはずもありません。今回の説明会で寄せられた声は、ほんの一部であります。要請がなかったからやらないではなく、住民と共に公共交通を考える機会として、説明会を再度開催すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） まず、この説明会につきましては、2月に「町民の窓」、それからうちのホームページを通じまして、総合文化センターにて2回開催しております。そのときにもご参加をいただいた方々もいらっしゃいますし、今回、地域で説明会をしたときにもご参加いただいた方々もいらっしゃいます。

ですから、先ほどもご答弁申し上げましたように、お問合せに関しましては、これまで町に対しては、実際にありませんでした。各区長様にも改めてご確認をさせていただきましたところ、繰り返しになりますけれども、再度開催の声は区長さんのほうにもなかったというところでございます。

あわせて区長さんのほうには、個別に説明をお求めの方のお声があればご連絡いただき、我々のほうからまた説明をするというふうにご依頼をさせていただいているところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 2月の説明会については、ホームページにも「町民の窓」にも載せていただけていました。しかし、今回の説明会の件については回覧板だけでした。先ほども言いましたが、回覧板は全住民には届きません。また、「町民の窓」についても、各地区、いつ開催するかの予定は書かれておりませんでした。やはり周知が不十分であったことは明らかです。しかも、結果的には参加された人数は大変少なかったです。

つまり住民の意見を十分聞いたとは、とても言えません。だから再度開催すべきと提案いたしました。もしそれが無理ならアンケートを取ることも考えられます。

それともう1点、決めたことを報告し説明するのではなく、今回でいえば有料化についてどうなのかを住民にまず聞くべきではないのでしょうか。ある方は、どうせ決まったことだから説明会に行っても仕方がないといばされておりました。住民と共に考える、住民の意見を聞いて決定するという姿勢が欠けているということを指摘しておきたいと思えます。

では次に、運賃の有料化について質問いたします。

計画では、町営バス、乗合型タクシー、いずれも1乗車当たり300円の運賃が必要となります。往復だと600円かかります。町は定期券や1日乗車券など軽減策を検討し、1日乗車券500円との説明もありましたが、これまで無料で利用できていたものが有料になることに対して、様々な声が寄せられております。高齢化が進み免許返納者も増える中、有料化は福祉の後退と言えます。この点について、町としてはどのように考えておられますか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 先ほどもご答弁申し上げましたように、今回の地域説明会では、多くの肯定的なご意見をいただいております。これまで無料であったものが有料になることに対するご意見に対しては、先ほど申しました去る2月に開催しました説明会で、1日何度もご利用されている方のご意見、ご実態をお聞かせいただき、今回、往復の現金乗車よりも安価であります1日の乗り放題という形の乗り放題券や、それから本人だけではなく家族も使用できます地域応援定期券、そういった利用者負担軽減策の提案をお示しさせていただき、ご理解をお願いしたところでございます。

また、一方では、これまで無料であったがゆえに乗車をためらっていて、わざわざ歩いたことがあったと、そういう方からもご意見を頂戴しました。これは、有料のほうが望ましい、もっと早くに有料化すべきだったというご意見でありましたので、我々のほうもそういったご意見を頂戴しているところでございます。

我々としましても、民間路線バスの維持確保も含めまして、公共交通がなくなるということが住民にとっての大きな損失であり、今後も継続していくことこそ住民の安心安全、それからお出かけ支援などの福祉の向上につながるというふうに考えております。説明会の場でも、各地域住民の皆様のご意見を伺いましたが、この10月からを予定し、取り組む新しい地域公共交通の形は、これまでの課題を踏まえますとともに住民の皆様

のご意見を伺う中で、制度設計を進めてきました現時点で最善の手法というふうに考えております。

今後とも利便性の向上と利用状況のバランスを常に検証しつつ、短いサイクルで、また違う手法や形にしていくことも重要だというふうに考えておりますので、引き続き宇治田原町の公共交通を将来にわたり維持する視点で、よりよい地域公共交通を進めてまいる所存でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 現在、宇治田原町内を走っている町営バスは、2000年（平成12年）3月で路線バスの一部ルートが廃止されたことに伴い、住民の皆さんから「買物や病院に行けなくなる、何とかしてほしい」との声が広がる中で、町が住民の足を守る立場で、同年4月から無償で福祉バスの運行を開始したのが始まりであります。その後、福祉バスはダイヤやルートを拡充し、2017年（平成29年）からは、誰もが利用できるよう町営バスとして20年以上無償で運行されてきました。2017年度（平成29年度）に有料化を検討されたときは、有料化すれば運行経費が2倍以上になること、利用者が現状より減少し、結果的に住民負担が増えることから有料化は見送られ、町営バスと路線バスを含めた公共交通全体の利用者増加後に検討する方針を確認されております。また、2020年（令和2年）に行われた今後の公共交通についての住民アンケートでは、デマンドタクシーは有料となるが、路線定期運行については、料金は無料と書かれております。つまり有料化について、住民に対してきちんとした形での説明やアンケートを含めた声を聞かないまま決定されたこととなります。

公共交通検討会議で、委員から、「サンフレッシュの折り込みを持って乗られる方も多い、少しでも安く買いたいと思って利用されている方が高い運賃を払うようでは何をしていることや分からない、思い切った安い額の定期券の設定を検討してほしい」というようなことをおっしゃってございました。

また、無料であったがゆえに乗車をためらっていた、もっと早く有料化すべきだという声もあったということですが、そういう方には、皆さんからお預かりした税金で走っているのですから遠慮なく乗ってくださいと言うべきではないでしょうか。

無料なので大変ありがたいという声も多く、今まで無料であったものをどうして有料にするのかという怒りの声も聞きます。路線バスの維持確保は、何としても必要であるとは思いますが、町営バスを有料化すれば、路線バスが維持確保できるのでしょうか。町営バスは町が運営しているわけですから、町がしっかり予算を確保すれば維持できる

のではないのでしょうか。

以上のことから、有料化ではなく、これまでどおり無料を維持すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 議員におかれましては、この地域説明会に何度かご参加いただきましたことから、我々地域公共交通活性化協議会の委員と一緒に町のほうと説明をお聞きになられていたかと存じます。先ほどもご答弁申し上げ、何度も言うようでございすけれども、必要な利用者負担軽減策を講じた上で運賃は頂き、地域公共交通を維持、継続することによりまして、住民皆様の安心安全、それからお出かけ支援などにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 路線バスの維持確保については、これまで何年も無償で運行してきた町営バスの運賃を有料化し、先ほども言いましたけれども、路線バスの運賃より高くして、どれだけの乗客を路線バスに誘導できるのか、それによって路線バスの維持確保ができるのかどうかということがちょっと疑問に思います。さらに言えば、1日乗車券や定期券を購入すれば、路線バスの運賃よりも安くなります。つまり路線バスへ誘導できなくなるのではないのでしょうか。

先ほどのアンケート結果では、「現在は利用していないが将来は利用したいと思う」が半数近くありました。今後の高齢化、また免許返納者が増えることを考えれば、誰もが気軽に利用できるためには、やはりこれまでどおり無料化を維持すべきと考えます。

ただ、高齢者のため安い料金にしてほしいという声もあります。町はこれまでの経緯、特に福祉面や今後の財政も含め丁寧に説明し、アンケートも含めた声をしっかりと聞き、決定すべきではないのでしょうか。この点を強く申し述べておきたいと思います。

最後に、ルートやダイヤ変更について質問いたします。

初めにも述べましたように、この間、ルートやダイヤは住民の要望もあり拡充されてきました。例えば、当初、福祉バスの乗り入れがなかった岩山隠谷では、バスを利用する場合、隠谷の入り口まで歩いていかなければなりませんでした。高齢者が増え、福祉バスを利用したいという声が高まり、運行開始から約10年後に、やっと隠谷にも福祉バスが走ることになりました。ところが、今年の10月からは、利用が少ないという理由で町営バスの乗り入れがなくなり、予約型の乗合タクシーが導入されるとのことです。バスの利用者や、これから利用しようと考えていた人からは不安や不満の声が上がって

います。逆に地域によっては、予約型のタクシーのほうが便利になるとの声も聞いております。

ルートやダイヤ、バスかタクシーかなどについては、各地区の意見をもっと丁寧に聞いて決めるべきではありませんか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 今回の説明会におきまして、本町の地域公共交通の未来を協議する地域公共交通活性化協議会の委員と共に各地域に入り、新しい地域公共交通の方向性や停留所、停留ポイントについて丁寧に説明を行いました。その中で皆様からのご意見を伺ったところでございます。それは、各区長様のほうからもご意見を頂戴しているところでございます。

今後も引き続いて各地域のご意見を拝聴しながら、よりよい地域公共交通を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 今回の地域公共交通の変更については、様々な意見が寄せられております。「今までは町内の医療機関へ行くのに町営バスを乗り換えなくてはならず、待ち時間もあって不便だったが、デマンドタクシーなら直接行けるので便利になる」といった肯定的な意見もあります。しかし一方で、「デマンドタクシーは停留所までが遠くて利用できない」「今まではサンビレッジへ入所している家族の面会に行けたが、ルートが変更になったため行けなくなる」「一々予約するのは面倒だ、今までどおり、いつでも乗り降りできるバスのほうがよい」「バス停を指定されると不便、今までどおり自由乗降のほうが便利」など、様々な意見を聞いております。

ぜひともルートやバス停などについては住民の声を丁寧に聞く中で、再検討も含め、進めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 先ほどから申し上げておりますように、当然今後も引き続きましてご意見を拝聴しながら、よりよい地域公共交通を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 最後になりますけれども、有料化の質問に対する答弁の中で、今回の制度が現時点で最善の手法との答弁がありました。先ほどの例のように、これまで行けたところに行けなくなったり、これまで利用できていたものが利用できなくなっ

たりなど、不便になる住民がいることや、その上に有料化するなど、到底最善とは思えません。10月までに改善する点があります。今までより便利に利用できるような工夫をする、少なくとも、今までより不便にならないようにすべきではないでしょうか。

私は無償化を堅持し、町営バスのルートはこれまでどおり運行すること、プラスどの地域でもデマンドタクシーが利用できるようにするのが最善と考えております。引き続き住民の立場に立った検討を求めまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて今西利行議員の一般質問を終わります。

次に、榎木憲法議員の一般質問を許します。榎木議員。

○10番（榎木憲法） 皆さん、おはようございます。

榎木憲法でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

本日は2件質問をさせていただきます。1件は、交通安全対策について、2件目は、成年年齢引下げに伴う取組について質問をいたします。

まず、1件目の質問をさせていただきます。

山手線につきましては、今年度末までに南バイパスから新市街地間が供用開始予定と伺っています。これも全線開通に向けた着実な歩みであり、西谷町長施策の成果であると評価しているところです。一日も早い全線開通が待ち遠しいところです。

さて、今年度中に南バイパスから新市街地間の供用開始、それは、それなりに喜ばしいことですが、1点気になることがありまして当局の考え方などをお聞かせいただきたく質問をさせていただきます。

それは、この供用開始に伴い、工業団地へ通勤される方々が、朝夕の国道307号の渋滞回避のため、この道路を新たな抜け道としての利用が想定されます。つまり、南バイパス経由役場、そこを左折され町道南北線を経て、郷之口鷲峰山線との交差点、そこを右折、そして立川区の糠塚大道寺を経て工業団地へと、この間は信号機もなく、ノンストップで走れる新抜け道ルートになると想定されます。

現在、郷之口鷲峰山線及び郷之口湯屋谷線は、工業団地通勤の方々が今でも国道307号の渋滞回避のため抜け道として通過されています。その通過台数につきましては、調査しましたところ、朝7時から8時の1時間で210台の通過がありました。

この道路は、立川区住民にとりましては生活道路であり、かつ通学路ですので安全面での危惧があり、以前からスピードの抑制や抜け道としての利用自粛などを依頼して、安心安全な生活道路をと訴えてきました。しかし、まだまだ満足できる状態にないのに、



冒頭申しましたように新抜け道化になれば、今以上に、つまり210台以上の通過台数が増えるのでは、何とかできないのかなどと新たな心配の声が上がってきています。

以前、南バイパスが供用開始後、荒木竜王線を工業団地通勤の抜け道として利用され、南地区で困っていると問題化された事案がありました。このときのように事案が発生してから対応するのではなく、事前に手を打っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆様、おはようございます。

それでは、榎木議員のご質問にお答えを申し上げます。

榎木議員におかれましては、日頃は通学児童生徒の見守りなど、交通安全啓発にご尽力をいただいておりますことに対しまして、まずもって厚くお礼を申し上げる次第でございます。

ご心配されております交通課題につきましては、現在、京都府において今年度内に予定される南バイパスから役場庁舎間の完成に合わせて、国道307号と町道南北線交差点における信号機の設置についても検討していただいております。設置されれば、一定、交通の流れもスムーズになる効果が期待できるのではないかと考えておるところでございます。

しかしながら、地域内生活道路への交通量が一定量増えると想定されることから、これまで以上に工業団地管理組合と連携し、町道への進入防止や交通ルール、マナーの周知徹底について、企業や事業所への働きかけを強化するとともに、町におきましても啓発看板の更新等を行い、さらなる啓発に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、宇治田原山手線の全線早期完成が本町にとりまして経済活動や交通の円滑化、緊急輸送道路としての災害時対応はもとより交通安全についても、その効果が最も期待できるものと認識しており、早期完成に向けて私が先頭に立ち、全力で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） ただいまの答弁に、国道307号の渋滞解消に向け、信号機の設置などにも取り組んでいるとの回答をいただきました。設置により渋滞の解消が図れるものと思われまます。早期の設置実現を待ち望むところです。

しかし、町長が言われましたように、地域内生活道路への交通量が一定量増えると想

定される状況下、つまりは山手線全線開通までの間、地域住民が苦痛を感じることはないようにマナー向上に向けた関連企業、団体などへの働きかけを積極的に実施していただきたいと申し上げ、本件への質問を終わります。

続きまして2つ目の質問、成年年齢引下げに伴う取組について質問いたします。

内容は、消費者契約トラブルの未然防止についてです。

トラブルの未然防止についてですが、改正民法が今年4月1日に施行され、18歳、19歳の方々が大人の仲間入りをされました。この施行に伴い、当日前後の新聞やテレビで「何が変わる・変わらない」とか「何ができる・できない」などの特集が組まれていました。中でも消費者契約に関する事項が多かったことを記憶しています。つまり成年年齢の18歳になると、親の同意がなくても種々の契約ができローンも組めるという内容のものでした。何も知らない新成年は、悪徳業者にとってはおいしい標的として狙われるので、契約は慎重に、そして十分な注意をとった内容でした。

ちなみにこういうことも記されていきました。成年の主な消費者トラブルは、1つ目に儲け話、2つ目に美容・医療関係、そして3つ目にインターネット通販などがあると。そして、そのトラブルに遭わない3つの対策として、1つ目に契約知識の習得、2つ目に情報のキャッチ、3つ目に相談場所の把握などでした。

こうした注意喚起について、町の取組は十分なされているのだろうかとホームページや広報紙を見てみました。結果は、「契約には注意しましょう。困ったことがありましたら相談を」という表記はあるものの近隣の市町村や国などのホームページではリンクを設定し、広報紙ではQRコードを活用するなどの工夫がなされています。また、消費者庁のホームページでは、トラブル防止として「自分を知る15の質問」などがあり、啓発資料として取り組まれています。消費者庁の資料には、ほかに漫画での資料や絵図化されたものなど目を引くものがあります。

町としましても、QRコードを活用し、こうした資料を簡単に閲覧できるような取組をされてはいかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 田村産業観光課長。

○産業観光課長（田村 徹） ご承知のとおり、民法改正に伴い本年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。この間、報道や新聞紙面等においても改正の主旨とともに、具体的な変更点等を広く周知をされてきたところでございます。特に成年年齢引下げに伴う消費者契約トラブルも懸念されることから、消費者教育については高等学校等においても進められております。

このような中、本町におきましてもホームページやSNS、広報紙を用いて消費者トラブルへの注意喚起を促すとともに、相談窓口の周知も含めた啓発を行ったところがございます。

契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙う悪徳業者も存在することから、議員ご指摘のとおり、今後も京都府消費生活安全センターなど関係機関と連携するとともに、QRコード等を活用する中で周知に工夫を凝らし、消費者庁の啓発資料等も活用するなど、トラブルを未然に防ぐ啓発活動に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） 5月24日のNHKの「クローズアップ現代」という番組で、「トラブル急増！不正ローンで広がる借金投資」という放送がありました。見られた方もおられると思います。一つの事例として、年収500万円の方が投資詐欺に遭い、1億円の借金が残り自己破産したという内容でした。

町内の若い人たちがこのようなトラブルに巻き込まれないよう、未然防止の啓発活動の必要性を感じ、質問させていただきました。答弁に、QRコード等の活用や周知に工夫を凝らし、トラブルを未然に防ぐ啓発活動を引き続き取り組むとの回答をいただき、まずは安心をいたしました。

新成年のみでなく、住民全員がトラブルに遭わぬことを願って、榎木の質問を終わります。

○議長（谷口 整） これにて榎木憲法議員の一般質問を終わります。

続きまして、山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○5番（山内実貴子） 皆さん、改めましておはようございます。

山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1件目は、マイナンバーカードの普及推進についてでございます。

まず、マイナンバーカードの普及と推進啓発についてお伺いいたします。

デジタル庁の創設で、社会はデジタル化へとさらに加速していこうとする中、マイナンバーカードを活用しての様々な取組が進められようとしています。マイナンバーカードの活用としては、本人確認の証明書、災害時の罹災証明書の発行申請や、子育て関連では児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出など、幅広い行政手続をパソコンやスマートフォンからも申請可能となりつつあり、オンライン診察もコロナ禍で実現しております。今後、健康保険証や運転免許証などもマイナンバ

カードとの一体化、また就職などにも必要とされるなど、その取得は必須のものとなってきています。

本町でも、普及のための取組として、窓口の明確化、キャンペーン期間を設けての取得のサポートなどを行っていただいておりますが、現在の普及状況、また啓発の取組についてお聞かせください。

○議長（谷口 整） 廣島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） デジタル化の流れは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、より一層加速し、多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、デジタル技術を活用し行政サービスの向上を図ることが求められています。

本町では、今年度、マイナンバーカードによる住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付に取り組みますが、行政のデジタル化推進にはマイナンバーカードは必要不可欠な基盤となっております。

そのような状況の中、本町におけるマイナンバーカードの普及状況でございますが、交付開始から令和4年4月末までの交付件数は3,686件でございます、交付率は40.4%となっております。

なお、京都府全体の交付率は44.1%、全国では44%という状況となっております。

また、マイナンバーカードの普及啓発の取組につきましては、ホームページへの掲載、町の広報紙に随時、啓発記事を掲載しておりますとともに、窓口で制度の案内や申請方法など相談に応じ、申請サポート事業として、顔写真の撮影を定期的に行い申請補助を行っているところでございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） マイナンバーカードの普及率として、交付開始から本年4月末日までの交付率は、全国的に見ても44%、京都府においても44.1%となっており、本町でも40.4%とのことでした。デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードですが、まだまだ活用が周知されておらず、取得についても難しいという概念が強いようです。今後、さらにデジタル社会へと進んでいくことは間違いありません。そこで次の質問ですが、サポートへの取組についてお伺いいたします。

デジタル化についてのサポートとして、まずは高齢者へのスマホ教室を行っていただきました。参加者は熱心に取り組まれ、とても喜んでおられました。今後もそうしたサポートは継続して行っていくことが、誰一人取り残さない取組の一步だと考えておりま

す。

特に今、マイナンバーカードのさらなる普及を目指しての取組が必要でしょう。スマホやパソコン等デジタル機器を使用してのカード取得の申請について、ご家族の協力はもちろん必要なこともあると思いますが、これからのデジタル時代に向け、ご自分で操作して申請を行っていただくなど、体験型の取組が大切だと考えます。役場に来ていただくのも一つでしょう。また、コロナ禍で中止とされていた自治会やサークルの活動が再開されていく中、職員の方がその場所へと出かけていただいてのお出かけサポート申請も可能ではないかと考えます。

マイナポイント取得という目的もあり、これをしっかりと利用していただくこの制度が新たにスタートする今、マイナンバーカード取得へ、こうした積極的なサポートについての取組を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） マイナンバーカードを活用した手続の拡充、またマイナポイント第2弾が実施されている中、本町といたしましても一層普及促進に努めなければならないと考えており、申請サポートの重要性を認識いたしているところでございます。機械操作に不慣れな方が簡単に申請手続ができる環境を整えることで、マイナンバーカードの普及につなげることができると考えられますことから、今年度、顔写真撮影からマイナンバーカードの申請までがワンストップで可能となる専用タブレット端末の整備を進める予定でございます。

また、やすらぎ荘などサークル活動をされている高齢者等に出向いてカード申請サポートを実施する予定でございます。その際には、山内議員ご提案のご自身でスマホを操作してマイナンバーカードを申請していただけるようサポートするなど、様々な対応ができると考えておりますので、よりよい手法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） マイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及と消費喚起を目的として実施されております。今、コロナ禍とさらに厳しい国際情勢の中で物価も高騰しており、家計を助け、消費喚起を促す上でも、マイナポイント取得までのサポートを求めたいと思います。

次に、住民に近い情報発信についてお伺いいたします。

マイナンバーカードの取得についての情報やマイナポイント取得案内など、タイムリ

一な情報は誰でもが目にしやすい場所、住民に近い場所への掲示が重要だと考えます。ホームページのトップに掲載したり、庁舎の情報コーナー、また文化センター、交遊庵やんたん、各区の自治会館など、より住民の皆さんの身近な場所への掲示をと考えます。さらに、役場には様々な事情での来場者があります。こういった用事で来られるのであれば、まずは庁舎へ入ってこられた方への第一声が大切でしょう。常に親しみやすい環境として丁寧な声かけ、まずは「おはようございます」、「こんにちは」などの挨拶が相手の心に寄り添う、より住民の方に近いことにつながると思います。その上で、お時間のある方にはマイナンバーカードの取得などへのお声がけもできるのではないのでしょうか。

住民に近い情報発信、また来庁者への声かけ、積極的な挨拶の励行について、お考えをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

マイナポイント第2弾については、6月30日から、マイナンバーカード新規取得、健康保険証としての利用申込み、公金受取口座登録を同時に申し込むことができるようになります。そういった機会を捉え、積極的な周知を図るとともに、町内各所でマイナンバーカードに関する情報発信ができるよう普及啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、来庁者への対応についても、全ての職員が積極的に挨拶、声かけをすることで親しみやすい雰囲気を生み、適切な対応・接遇により住民の皆様との信頼関係を築くように引き続き努めてまいりたいと考えております。そういった対応をする中で、マイナンバーカードの普及啓発についても声かけをしてまいりたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） さらに、住民に近い情報発信となるよう願っております。また、住民の皆さんにとって頼りは、役場職員だと言っていただけるように、副町長のご答弁でもありましたが、積極的な挨拶、さわやかな声かけと丁寧なサポートで、より一層住民の皆さんとの信頼関係を築いていっていただきたいと思います。その上でマイナンバーカードの普及推進に努めていただくようお願いいたします。

次に2件目、観光施策と住民生活についてお伺いいたします。

国道307号沿線等の整備についてお伺いたします。

令和4年度の主要な施策、第5次まちづくり総合計画の4つのまちづくり目標の1つ、活気にあふれる交流のまちを目指す一方で、国道307号や宇治田原山手線など新名神インターチェンジ周辺の主要道路での大規模な物流倉庫が計画されていると聞いております。道路整備が進んでも、大型車が増えるだけの開発では、住民の皆さんにとって期待もワクワク感もありません。物流倉庫も税収面でのメリットは大きいとは思いますが、地域と企業とのつながりが持てるような取組が必要ではないかと考えます。

人の行き来がなく、建物だけが建ち並んでくると、何の建物なのか、また、企業だとしたらどんな会社なのか、何をするとところなのか分からず、住民の皆さんの不安感を生むばかりです。人の行き来があり、活気ある交流が生まれることによって、安心感にもつながります。

今ある町内の企業、また今後、宇治田原に縁される企業の方にも、この町がお茶の町であり、ハートのまちを掲げていることを知っていただき、企業のPRとともに町のPRもしていただけるよう協力をお願いしていただきたいと思えます。

例えば移動販売の車が立ち寄る場所としてご協力いただいたり、まちの情報板等の設置をお願いするなど、宇治田原町のPRができる場、交流が生まれる場としてご協力いただけるような取組が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 国道307号や宇治田原山手線沿道における新規の大規模物流施設の開発につきましては、既に都市計画手続を終えた宇治田原インターチェンジ北地区のほか、現在、都市計画マスタープランの変更に向け、去る5月24日でパブリックコメントを終えた南地区2カ所と南・贅田地区1カ所などで協議、調整を進めているところでございます。これら大規模物流施設では、数百人規模の雇用が見込まれ、まちの活性化に大きく貢献するものと考えております。

今後、関係機関等との調整を進めながら、地区計画等の都市計画手続を行っていく予定ですが、これらの企業立地につきましては地域の理解が不可欠であります。議員ご指摘のとおり、立地企業と地域とのつながりを築く取組も必要であるというふうに考えているところでございます。

また、大規模物流施設では数百人の方々が従事する職場となることから、飲食店やコンビニなどの店舗、福利厚生施設が併設されると見込まれ、これらの施設を地域住民の皆様も共同で利用できるようにするなど、人の行き来により立地企業と地域住民の相互

理解が進むように取り組んでいただきますとともに、移動販売車等の立ち寄り場所、町の情報発信やPRに活用できる場としてもご協力いただけるよう、立地企業に対し要請してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 宇治田原インターチェンジ北地区のほか、南地区等でも大規模な物流倉庫の構想もあるとのこと、そこには雇用も生まれ、人の行き来も見込まれるとのことでした。活気も生まれてくるようにと期待するところです。

次に、道の駅の設置についてお伺いいたします。

宇治田原町はお茶のまちとして誇りを持ち、またお茶や古老柿、水菜など地元生産者の方々が丹精込めて作っておられる季節の野菜などが連日、JAの直売所に並んでおります。そして、その農産物を求めて大勢の方々が本町を訪れておられます。宇治田原のお茶や農産物を知っていただく、またハートのまちとしての取組も進める中、それをPRするためには、拠点となる道の駅が必要ではないでしょうか。

新名神高速道路、山手線の開通を見据えて、今が取組のチャンスと考えます。単に地元の農産物等を販売する道の駅としてということだけではなく、宇治田原の観光等の情報拠点として、現在活動いただいている宗円交遊庵やんたん宇治田原町の入り口である宇治田原山手線沿線とをつなぐ情報発信の場所として、また、観光・産業の情報だけでなく、スマホやタブレット等を活用して役場や町内のコンビニ、商店の情報、また移動販売等の拠点ともなる役割を担うことのできる拠点、またインターネット環境の拠点としても道の駅を設置してはどうかと考えます。特に山手線沿線は大型車も多く通行することを想定すると、ガソリンスタンドなどを併設しての道の駅も必要になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 星野都市整備政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 新名神高速道路や宇治田原山手線の開通を見据えますと、道の駅のような施設があれば、重要な観光等の拠点になると考えているところでございます。本町の中で当該施設の適地を考えますと、用地や駐車場の確保が容易で、情報集積などの環境が整った場所がよいと考えているところでございますが、宇治田原山手線の先線の状況や現在、JA農産物直売所や宗円交遊庵やんたんなどの道の駅的な施設もございますことから、まずは、来春開園予定の中央公園におきましてマルシェなどの催物、イベント等を開催いたしまして、地域の課題やニーズを的確に把握してまいりたいと考えているところでございます。



また、現在、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けまして世界的規模での取組が進められており、自動車業界においても電気自動車などの技術改革に鋭意積極的に取り組まれているところでございます。今後、これらの動向を注視していく中で、時代に相ふさわしい観光等の拠点づくりを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 用地確保や情報集積、駐車場などの確保ということから、まずは、来春開園予定の中央公園を活用しての拠点づくりをとお聞きしました。これは、まさに私も以前より役場庁舎周辺でのイベントなどの取組を推進してまいりましたので、大いに期待するところです。

道の駅の設置には過去にも提案があり、その際には、郷之口にJAの直売所があるとの答弁がありましたが、新しい場所、山手線沿線にも出店していただくということも考えられるのではないのでしょうか。新名神高速道路から宇治田原インターチェンジを出て山手線へと続く道、また国道307号へも足を伸ばしていただける観光スポットをと考えます。もちろんこれは、住民の方が自信をもって宇治田原のおすすめスポットとなるよう情報発信も含め、地域おこし協力隊の方々の方々の力も発揮していただく場所としても、ぜひ実現していただきたいと思っております。

また、道の駅など停車可能な場所ができることによって、路線バスや町営バス、高速道路での自動運転車両の乗り入れなど、公共交通の新路線や新名神高速道路から山手線へ、延伸道路としての交通の利便性向上にも期待したいところです。

次に、情報発信についてお伺いいたします。

宇治田原町には、知る人ぞ知る観光的にもいいところがたくさんあります。そのような宇治田原町のいいところを語れる方が、今どれだけおられるのでしょうか。宇治田原町の情報発信と、それを語れる人を育てることも大切だと考えます。そういう語り部的な人材の発掘や育成、また、その資料となるパンフレットなどの作成や更新が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それではお答え申し上げます。

来町者が立ち寄る道の駅的な施設だけでなく、やはり「おもてなし」ができる人材についても、地域の重要な観光資源と考えております。ご承知のとおり町内には観光ボランティア「宇治田原いいとこ案内人の会」をはじめ、「1738やんたん里づくり会観

光案内部会」や、また「宇治田原の歴史を語る会」など約15名の皆様により、本町を訪れる観光客の方々にまちの魅力や伝統・文化のすばらしさ、また観光拠点の見どころを説明いただいております。

観光ボランティアでは、それぞれ勉強会を開催され、歴史や関係資料を活用した学習等を重ねるとともに、観光客の方々に響く説明方法などの研究にも努められておるところでございます。あわせて、専門人材を有する「お茶の京都DMO」では、ガイド養成講座を開催されておりまして、本町からも多くの方が受講されております。

しかしながら、このような情報発信の取組を将来にわたり継続するためには、議員ご指摘のとおり、人材の発掘、また育成や観光資料の作成、更新が非常に重要と考えております。このため、ボランティア団体や様々な機会を通じて、地域に興味、関心を持っていただく方を1人でも多く増やし、また新たな人材の発掘や後継者の育成につなげていくとともに、新しい視点や考え方を加えていくなど、パンフレット等の観光資料の情報更新を進め、ご来町の方々に、また来たいと思っていただけるような磨き上げをさらにしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 現在、町のためにと活動いただいているボランティア等の皆様は、まさにおもてなしの人材です。いつもいつも感謝しております。

議会で行ったハートを掲げる自治体同士のZoom会議、ハートウォーミングサミットの中でも、まちづくりは人づくりとの意見が一致しておりました。宇治田原のいいところを大いに発信するのも、それを発信できる人を育てることが大切だと思います。

また、おもてなしの心も人あつてのことと考えます。ご答弁にありました新たな人材の発掘、育成と新しい視点や考え方も加えての情報発信、情報更新に努めていただくようお願いいたします。

次に、（仮称）宇治田原インターチェンジ周辺のビジョンについてお伺いいたします。

令和4年度施政方針で、町長は、「この町に新名神のインターチェンジという大きなインパクトを伴う社会資本が整備される令和6年度までの間が特に全国的な関心を集めるビッグチャンスと捉えており、その機会を逃すことなく宇治田原山手線をつなげていくことで、沿道の土地利用、民間投資を誘発し、生産活動と雇用の好循環によって、まちの成長を促すストーリーが描けるものと考えます」と言われました。

宇治田原山手線の、まずは新庁舎までの区間の開通を目前に、新名神高速道路のイン

ターチェンジ周辺、西ノ山展望広場、そして山手線の新庁舎までの区間についてどのようなビジョンを描き、進められるのか、住民の皆さんが夢や希望を持って心待ちにできる取組となるよう、期待も込めてお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） この好機に宇治田原山手線等の沿線の土地利用、また民間投資を進め、企業活動と雇用の好循環によりまちを成長させることが重要と考えておるところでございます。第5次まちづくり総合計画に基づく都市計画マスタープランにおいても、インターチェンジ周辺及び宇治田原山手線は、新しいまちの誘導軸として、そして、その沿道は新しいまちの形成を目指すこととし、交通の利便性を活かした物流拠点など産業ゾーンと位置づけておるところでございます。

このためインターチェンジ周辺は大型物流施設について、また宇治田原山手線の役場庁舎までの区間は物流施設や製造系工場などの立地について、協議・調整を進めておるところでございます。そして、西の玄関口となる西ノ山展望広場については、インターチェンジにほど近く、東海自然歩道の沿線に府内最大級の茶園を有することから、立ち止まり休憩できる場所として、京都府においてトイレ整備をしていただき、本年4月から利用していただいております。さらに、隣接する末山及びくつわ池自然公園についても、今年度から新たな指定管理者として須河車体株式会社を指定しております。これまでのキャンプ場等の管理に加え、民間事業者ならではの様々な事業展開も計画していただいております、大幅な利用者の増加に期待しておるところでございます。

今後はさらに、これらの施設と連携、また活用する中でお茶をテーマとした情報発信や物販などの施設を併設した観光茶園など、新たな観光拠点となるよう検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） やはり宇治田原町はお茶のまち、これを大きく発信できることが何よりの強みだと考えます。お茶を中心とした観光戦略を大いに推し進めていただきたいと思います。そして、これは住民の皆さんとの共感と共に進めていただくべきであり、対話の中で周知されるものだと思います。

これまでもお伝えしてまいりましたが、コロナ禍で行事が中止となり、できなくなっている臨時町長室の開設など、町長自らが住民の皆さん、また職員の皆さんとこれからの宇治田原町のこと、観光施策やまちづくりについてPRする中で、住民の皆さんにと

って利便性のある、ワクワクする取組としてこれからの観光施策が進められるよう期待し、質問を終わります。

○議長（谷口 整） これにて山内実貴子議員の一般質問を終わります。

次に、宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 宇佐美まりでございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、学力向上への取組についてお尋ねいたします。

本町の小中学校では、学校教育において学習指導要領、「京都府教育委員会の学校教育の重点」「宇治田原町の教育の重点」を踏まえ、義務教育9年間を見通した発達の段階に応じた計画的・継続的な指導により「基礎・基本の定着と学力の向上」「規範意識の醸成による学習・生活習慣の確立」「学びに向かう力、豊かな人間性の育成」を目指す教育に日々取り組んでおられることと思います。

とりわけ児童生徒に直に接することになる先生方の仕事については、授業を行うことはもちろんのこと、生活面や道德面の指導を通して児童生徒が健全に成長できるようサポートすること、さらに学級経営や学校行事の企画・運営、授業の準備、部活動指導、進路指導、保護者との交流、地域活動など、教職員の仕事は多種多様に広がると思います。これからの社会を生きる子どもたちのため、生きる力や確かな学力を育むことを目指し、先生方は日頃から教材研究や指導方法の工夫、改善を目的として、独自に必要な書籍等を購入されていることと思います。そこで質問をいたします。

先生方は必要な書籍等を年間どれくらい購入されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 町立小中学校の教職員は、児童生徒の学力向上や健やかな成長に向け、日々学校業務に取り組んでいるところでございます。質の向上に向けて、従来の各種研修に加え、本年度は、学識経験者を講師に招き講演の実施や事業の現場に出向いていただき、教えたことをいかに理解させ、記憶定着させるかなどについてアドバイスをいただくこととしています。

教職員が自主研修のために購入している書籍、教材などがございますが、多くの教職員が購入している状況でございます。個々により購入額にばらつきがありますが、年間1万円から2万円を支出している教職員が最も多くなっている状況にあります。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 例えば学力向上への取組一つを取ってみても、その具体的な方策は様々な方向からのアプローチが考えられると思います。本町の教育の重点でも、タブレットPCの積極的な利活用により学校と家庭の学習の有機的な接続の構築を目指すもあり、本年度、新事業として家庭学習等支援事業、AIドリルで学習の基本・意欲・定着推進事業等が挙げられています。

日頃より学習活動に対して少しでも興味、関心が高められ、少しでも分かりやすく工夫されている先生方の子供たちへの熱い思いを支援するためにも、町独自に支援する制度を立ち上げていただきたいと思います。

先生方は、日頃から校務の中で必要とされる文具や教具なども全てが配布されているわけではなく、自費で購入されているものも数多くあると思います。たとえ限度額が少額であっても、書籍等の費用を図書券などで支援されるなら学習活動へのスキルは高められ、結局は宇治田原町の子どもたちに還元されることになり、とても有効だと思いますが、今後、検討していただけないでしょうか。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 教職員の自己研鑽、指導力向上に向け、自ら経費を負担していただいていることに対しまして敬意を表するところでございます。

教職員が自己研鑽、指導力向上に向け活用するものは現物のみにとどまらず、情報化社会の中でインターネットを活用した動画視聴や各種サイトの閲覧等、幅広いものとなっているのが現状であります。書籍、教材に係る経費の多い少ないをもって全てを判断することが、実態を直接的に反映したものではない側面もございます。

教育委員会では、毎年度、町立学校からの予算要求に基づき、授業に必要な教材購入につきまして精査の上、予算計上を行っているところでございます。また、教職員は京都府教育委員会の職員であり、個々個人に対し費用を支援することは、なじまないものと考えております。

今後も学力向上に向けての各種事業の拡充を図るとともに、教職員が学校で必要とされる教材等につきましては、学校とも十分協議する中で、必要なものにつきましては学校運営予算において対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 教職員は質の高い学力を求め、忙しいとされる校務をつかさどる中においても、学力の充実、向上と個性や能力の伸長を図る教育の推進に向け、自己研

鑽、指導力向上に向け日々努力されているものと思います。時には学力向上実践研究推進事業の推進校の実践に学んだり、自主的に研修講座に参加したり、校内研修や研究授業を行ってのディスカッションなど様々な取組がなされ、指導方法等の工夫に力を入れておられることと思います。

ただし、教職員に求められる指導力向上へのスキルアップは、学力向上だけにとどまることはなく、例えば教科の指導方法の工夫に始まり、道徳の進め方や評価の方法、特別活動について、学級経営について、進路指導についてなど、ここには列挙し切れないほど数多くあると思います。それら自己研鑽用のツールはインターネットを活用した情報はもちろんのこと、とりわけ教育に関する書籍は重要なアイテムの一つに挙げられると思います。

子どもたちのより充実した学校生活の実現のため、多くの教職員が自費で書籍を購入されている現状を考えても、少しでも支援できればとの願いから要望した意見でしたが、京都府教育委員会の職員に対して、個々個人に対し費用の支援は得策ではないとするなら、例えば教職員の指導力向上に向け活用できる書籍を教職員の希望により学校で購入し、互いに共有できるようなシステム、教職員用書籍の部屋を導入するなどしてはどうか。そうすれば、年度が変わり人事異動で転勤してきた先生方も同様に利用できるのでは、とても有効だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 先ほども答弁いたしましたとおり、教職員が学校で必要とされる教材等につきましては、学校とも十分協議をする中で、必要なものを学校運営予算において対応することにしております。学校内教職員の共用教材として活用していくものと考えております。

議員からご指摘いただきました互いに共有できるシステムにつきましては、既存の活用法をさらに充実させる中で実現していきたい、そのように考えております。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 先ほども述べましたが、学力向上への取組は一つではなく、その方策は様々な方向からのアプローチ方法が考えられると思います。ふるさと宇治田原を愛し、未来に羽ばたく子どもたちを育成するため、家庭、地域社会、関係諸機関等との連携、協働が基盤となりますが、より革新的な事業や様々な補助や支援事業を推進するということは、山城地域に勤務されている先生方に向けても、本町の小中学校の魅力的なアピールとなることにつながると考えています。

続きまして、地域公共交通の構築についてお尋ねいたします。

令和2年11月に、国により一部改正され施行された地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する法律では、輸送資源の総動員による移動手段の確保が、また、その中では地域に最適な旅客運送サービスの継続や自家用有償旅客運送の実施の円滑化などが挙げられています。

高齢者の運転免許の返納も増える中、移動手段の受皿の確保が大変重要となっています。本町においても、新しい地域公共交通として予約型乗合タクシー「うじたわL I K E・タクシー」の実証運行に取り組んでいただいているほか、この10月からは、自家用有償旅客運送として町営バスの再編を予定されています。

また、同法律では、地域が自らデザインする地域の交通の視点から、地方公共団体に地域公共交通計画の作成を努力義務化しています。町におかれましても、今年度、この地域公共交通計画の策定を予定されていますが、新名神高速道路や都市計画道路宇治田原山手線の開通が近い将来となった今、さきに述べました地域内の公共交通はもちろんのこと、これら大きな利点を活かした未来の宇治田原町の交通マスタープランとしての視点が必要と考えます。

そこで、地域公共交通計画は、具体的にどのような内容を考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 鉄軌道がない本町では、これまで地域公共交通は町内外の移動を担う京都京阪バス株式会社の運行する路線バス、それと町内の移動を担う町営バス、地域で運行されてきましたコミュニティバス、これが先ほど言われていました奥山田、湯屋谷のほうでやられている部分の実証のほうの路線になっております。それと一般タクシーでのネットワークが構築されてまいりました。

一方で、これら公共交通につきましては、町内の移動のみならず町外へのアクセスや民間路線バスの維持確保、これを含めまして町全体での大きな転換期にあり、この間、学識経験者や交通事業者、地域住民の方にもお入りいただいた会議で、課題を踏まえた公共交通の未来を慎重に協議してまいりました。本年4月からこの会議を、先ほど議員のほうからもありました地域公共交通活性化再生法に基づきます法定協議会に改組しまして、新しい地域公共交通の内容や本町で初めての地域公共交通計画、これの策定に向けた協議をしていただくこととしております。

当該計画としましては、協議会でのご意見を賜りながら策定する本町における持続可

能な地域公共交通構築のためのマスタープランとなります。内容としましては、上位計画や関連計画との整合を図りながら、町外への基幹公共交通であります路線バスへの接続と利便性確保を前提に、本年10月から開始予定をしております交通空白地有償運送及び区域運行のほか、福祉有償運送やスクールバスなどの地域内の輸送資源、また、ここ数年に予定されております町内外の道路ネットワークの整備を踏まえ、将来的な本町の公共交通の方向性を位置づけるものとしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 新名神高速道路の開通や都市計画道路宇治田原山手線の整備は、まちづくりのビッグチャンスと言えます。基幹交通機関である路線バスの維持確保や新しい地域公共交通の安定した運行、絶え間ない検証と改善が何より重要であると考えています。それを前提といたしまして、今ご答弁にありましたここ数年に予定されている町内外の道路ネットワーク整備という本町ならではの強みを踏まえた新たな事業として、京田辺市から京都駅まで発着している「直Q京都」のような高速道路網を利用したバス路線を計画に位置づけることを検討していただけないでしょうか。

鉄軌道のない本町においても、住民が気楽に京都への買物や観光、食事等を楽しむことが期待できますし、また一方で観光面でも、地域外の来訪者にとって利用しやすい環境が整うのではないかと思います。例えば開設予定のインターチェンジの間近に立地する末山・くつわ池自然公園の誘客にも大きく期待ができます。

バスのダウンサイジング化や住民のニーズに合わせたダイヤを設定すれば、いろんな意味で夢が広がり、地域の活性化につながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） かねてから申し上げておりますように、未来のまちづくりに欠かせない都市計画道路宇治田原山手線については、いよいよ夢が現実になるフェーズに入っていると感じております。また、新名神高速道路の開通と、この町にインターチェンジができる大きなインパクトを伴う社会資本が整備される令和6年度までの間が、本町にとってはビッグチャンスと捉えておるところでございます。

先ほど担当理事の答弁にありましたとおり、本町が初めて取り組む新しい地域公共交通は町内移動の利便性向上、基幹交通機関である路線バスを含めた公共交通の維持確保を大きな目的としておりますが、その検討の中で、これまで交通事業者と多くの協議を積み重ねてきたところでございます。将来的な道路網を活用した新たな交通体系につい



ては、具体的な内容にまでには至ってはおりませんが、交通事業者との協議の都度、様々な方向性を議論しておるところでございます。

まちづくりには夢を持つことが大事であることは、議員と意思を一つにするところであり、高速バス路線が実現できれば本町の地理的な不利が解消され、また、今この町にお住まいの方や立地企業者の皆様のみならず、これから住まれる方の暮らしの幸福度向上につながっていくと思っておるところでございます。さらには、これから立地される企業と、その従業員の皆様にも大きなメリットがあり、また観光誘客も併せて本町のまちづくりの方向性とも合致するものと考えておりますので、地域公共交通計画の策定の中で、将来的な交通体系について今後も事業者と協議の俎上に載せられるように努力してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 本町は、日本緑茶発祥の地であることや先人から引き継いだ歴史的な価値観が高い歴史的財産が数多く残されています。また、新名神高速道路や宇治田原山手線などの道路ネットワークが新たにつながることで、新しい地域公共交通も備わることで生活の利便性も向上していくことでしょう。

これらの地域ブランドを最大限に活かし、広域的な交流の活性化により、さらに地域のにぎわい、活力の創出が期待されます。これからも引き続きまちの持続的な発展につながってほしいと願っています。

以上をもちまして、私、宇佐美まりの一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて宇佐美まり議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を続けます。

森山高広議員の一般質問を許します。森山議員。

○8番（森山高広） 通告に従いまして、森山高広が一般質問を行います。

今回は、安心安全についてであります。

近年、本町でもそうですが、日本中で安心安全という言葉が度々聞くようになりまし

た。いろいろな国に行っても、先進国や発展途上国を含めたいろいろな国のニュースを見ても、これほど安心安全という言葉で唱えている国は日本以外にはないと思います。

私は、海外に滞在中いろいろと経験してきましたが、日本は確かに安心安全な国だと実感はしています。ただし、このまま続けられるのかという疑問もあります。

まず初めに、本町では安心安全についてどう考えているのでしょうか。また、町長は「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」の視点、「選択と集中」の重要性を述べられていますが、普通に考えると、安心安全にも「あれかこれか」や「選択と集中」の考え方が当てはまるように思えるのですが、その辺りはどうなのでしょう。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 昨今、安心安全という言葉は、防災や防犯はもとより、それ以外にも食や健康、交通など、行政のみならず、日本の日常のあらゆる場面で使われることが多くなってまいりました。

このような中、本町における安心安全についての考え方ですが、住民の皆様生命や財産等を守ることにつながるもの全般を広く指しており、特に最優先に取り組むことが重要であると考えておるところでございます。

議員ご質問の安心安全についても、「あれかこれか」や「選択と集中」の考え方が当てはまるかどうかにつきましては、住民の皆様生命や財産等を守ることにつながるものを最優先にするといった考え方を十分に踏まえた上で、予算編成時等において、全ての事務・事業について、その必要性、緊急性、有効性等を総合的に判断し、限られた予算の適切な配分に努めているところであり、既に「あれかこれか」や「選択と集中」の考え方を安心安全にも当てはめていると考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 本町の安心安全の考え方については理解しましたが、問題があると思います。

一番の問題点は、そもそも安心安全自体が犠牲や矛盾の上に成り立っており、このままでは犠牲や矛盾はさらに大きくなるばかりで成り立たないということにあります。

例えば、社会保障ですが、現在の安心安全な健康保険制度を維持するために、コストは増大し続け、結果として納税者に大きな負担という犠牲を強いています。

また、現在の安心安全な年金制度は、人口ピラミッドのことを考慮に入れると矛盾がある制度で、特に若い世代を犠牲にしています。

また、労働面でも、外国人である技能実習生に低賃金で危険な労働をしてもらい、日本人が安心安全を確保しているとも言えます。それも、このまま日本円の実力や国力が落ちていくと、別に外国人労働者の人も、別に日本だけが働き先ではなく、よりよい賃金や条件の国を選ぶので、技能実習生の質が落ちていき、最後は誰も来なくなるでしょう。

さらに、このままの状態が続くと、10年や20年後、今の子どもたちが働いている時には、国内では社会保障費をはじめとする安心安全のコストが大き過ぎ、アジアの国の賃金のほうがよくなっている可能性が高いので、逆に海外に働きに行く人が多くなるでしょう。ただし、海外で働くには、安心安全の精神ではなく、タフさ、たくましさ、強さ、レジリエンスのほうが重要になっています。

ほかにもたくさん例はありますが、この辺で止めておきます。

いろいろな国を見ても、先進国などの裕福な国でも安心安全ではなく、余裕がある程度の範囲内で安全を求め、また裕福でない国は安全をそれほど重視していないか、する余裕もありません。

日本はもう20年前の世界トップクラスの豊かな日本ではなく、国力が落ち続け、日本人の実質年収や人口も減少しており、「あれかこれか」と「選択と集中」の考え方を安心安全に当てはめる、今までの延長線上の考え方では対処できないのではないのでしょうか。

そこで、本町でも、現実を踏まえつつ未来に備えるため、臨機応変に、まず安心安全自体に無理があるので放棄し、できる範囲の安全という考え方に切り替えるか、もう使わないようにしてはどうでしょうか。

特に、若い人の将来を考え、先ほど述べた犠牲や矛盾などを考え、予算編成時等に、これによって若い人が困らないかとか、いや、本当に将来も成り立つのかななども考えていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 本町の安心安全の考え方にに基づき、優先的に予算配分を行っております取組につきましては、議員のご質問のように考え方を切り替え、取組を放棄できるものでは決してないと考えておるところでございます。

一方、先ほどご答弁申し上げました、本町が行っている「あれかこれか」や「選択と集中」の考え方に基づく予算編成につきましては、住民に身近な地方自治体として、あくまでも持続可能な財政運営を図るために行っているものであり、この取組により、今

後、将来世代に負担を強いることにはならないように努めているところでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 私は、過去の一般質問にて、平均給与を上げていく重要性、町職員や住民を含めた大人の勉強の重要性などを訴えてきましたが、今回の安心安全についての考え方も全てリンクしています。

たとえ平均給与が上がっても、安心安全により実質の給与が下がってしまっただけでは、あまり意味がないのではないのでしょうか。さらに、このまま安心安全を放置していると、将来、本町でも優秀な人が外国へ働きに出る人が出ると思います。

そこで、行かなくても済むようにする、また、行っても自信を持って送り出せるようにするの両面から考えていく必要もあるでしょう。

このように、本町ができることを総合的に広い視野で考える時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 日本人の実質の平均給与や、海外への人材の流出の問題につきましても、本町に限らず、民間企業も含めた日本社会全体の問題であると考えているところでございます。

議員ご提言のこれらに関する問題提起は、グローバルな視点からの貴重なご意見として、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） まとめますと、できる範囲の安全ではなく、今までどおりの安心安全を続けるという理解でよいのですね。

町長は、子どもは本町の宝と語られています。私もそのとおりだと思います。

一方、安心安全という言葉をよく使われていますが、安心安全では現在や未来の若者を中心に負担は大きくなるばかりです。

しかも、このままでは、子どもたちに必要なのは安心安全ではなく、外国でも生き抜き、国内でも増大する負担でも耐えられるタフさやレジリエンスになってしまいます。

安心安全と、子どもは本町の宝という思いは両立するものなのでしょうか。するとすれば、どう両立するのでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 私がこれまで述べてきた、子どもは本町の宝という考え方は、私が町政運営を行う上で最も重要視すべきものの一つと考えておるところでございます。

この本町の宝である子どもたちに、将来にわたり過度な負担を強いることが決してないように、持続可能な財政運営を目指し、現在私は先頭に立ち、行財政改革を進めておるところでございます。

この取組の一方、今、本町が安心安全のために取り組んでいる事業につきましては、住民の皆様の命に直接関わるものも多く、「あれかこれか」等、悠長に考えられるものではございません。

私は常々、住民の皆様の暮らしは安心安全の上に成り立つものであり、住民の皆様の暮らしを守ることが、私たち地方自治体に課せられた使命であると考えておるところでございます。

このようなことから、先ほどから議員よりご質問をいただいております、今本町が行っている安心安全の取組について、考え方を切り替え、取組を放棄するといったことは到底できるものではなく、全くそのつもりはございません。

森山議員におかれましても、地域の最も身近な町政とのパイプ役として、地域の安心安全がどのような状況になっているのか、どこが危険なのか、一番よくご存じであり、また、地元住民の方々からも安心安全についてのご意見やご要望もお聞きのことと存じます。そういったご意見、ご要望についても、私はできる限り、今お住まいの住民の皆様が安心安全に暮らしていただけるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

このような取組を通じた、本町の住民の誰もが安心安全に暮らすことができるまちづくりの推進が、私に課せられた義務であり、本町の宝である今の子どもたちのためであることはもちろんですが、将来このまちで生まれ育つ子どもたちのためでもあると確信をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 答弁を聞きましても、残念ながら、安心安全と子どもは本町の宝という思いは両立するのかという質問に対しての直接的な答えにはなっていないと思います。

この安心安全な考え方のいろいろな問題については、特に現在の若い世代や将来の若い世代にとって大きな問題になりますので、これからも問い続けていきたいと思っております。

これにて一般質問を終わります。

○議長（谷口 整） これにて森山高広議員の一般質問を終わります。

次に、山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○4番（山本 精） 通告に従い、山本精が一般質問を行います。

急激な物価高騰が暮らしと営業を直撃し、住民から悲鳴が上がっています。

新型コロナウイルスによる長期の経済不安、ロシアによるウクライナ侵略だけでなく、アベノミクスによる異次元の金融緩和が異常円安をつくり出し、物価高騰を招いた重要な一つであることは、誰の目にも明らかです。

お茶のまち宇治田原の本町では、お茶農家の方々から、肥料、農薬、重油、ガソリン、電気などの生産費用、その他いろんな生活物資の値上がり等で、経営そのものが苦しくなっている、高齢化でお茶の栽培をやめるといふ農家もあり、また、集団茶園の運営も資金の返済など難しい状況にあると聞いています。

町は、お茶農家の状況をどのように把握していますか。お聞きいたします。

○議長（谷口 整） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 新型コロナウイルスによる影響やロシアによるウクライナ侵攻などにより、原油だけでなくお茶の生産資材の価格上昇も懸念されるのお話を、生産者の方の声や関係機関から聞いており、農業経営を維持・継続していただくために、今年度当初予算で高収益作物次期作支援事業費を計上しているところでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 確かに今年度予算で、新型コロナウイルスの影響による需要の減少による市場価格は低迷するなどの影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するための事業費が計上されています。

しかし、その後の急激な物価高騰による収益の減少に引き続き、全国農業協同組合連合会でも、地方組織に6から10月に販売する肥料について、前期、昨年11月から今年5月に比べ、最大94%値上げすると発表しました。輸入の尿素を94%、塩化カリウムは80%、複数成分を組み合わせた高度化成肥料は55%、それぞれ引き上げられます。いずれも過去最高になると発表しました。そのため、より収益が減少されることが予想されます。

そこで、追加の支援策を考える必要があるのではないかと考えますが、町の考えは。

○議長（谷口 整） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 肥料の価格高騰に対し、既に政府・与党が農業者支援につ

いて検討に入ったことから、引き続き国・府の動向を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 今、国・府の動向を考えてということで答弁ありましたが、今必要なのは町独自の対策を考えることが必要であると、そういうことを申し添えて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて山本精議員の一般質問を終わります。

続きまして、原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○2番（原田周一） 通告に従いまして、原田周一が質問を行います。

まず、児童虐待についてお伺いいたしますけれども、まず、1問目は、要保護児童対策地域協議会についてお尋ねいたします。

昨今の報道を見ていますと、月に1回以上のペースで児童虐待のことが報道されております。新型コロナウイルスによる在宅時間の増加が虐待増加につながっているとの指摘もあります。

児童虐待の対応件数は年々増加しているとのデータが報告されております。

1990年の全国データでは1,101件であったのに対し、2020年度では19万7,836件となっております。

特に、20年4月からは、親の体罰禁止などを含む改正虐待防止法が成立、施行されました。

この問題は、先輩議員の方々も、かねてから要保護の観点などからも質問されてきましたし、最近では現議長の谷口議員の児童虐待の観点で、平成30年第3回定例会での質問もありました。その時の会議録には、支援ケースはあるものの重篤なケースはないとの答弁をされております。

本町でも、平成16年の児童福祉法改正を受け、19年に要保護児童対策地域協議会（要対協）を設置され、京都府をはじめ警察、教育委員会などの関係機関をはじめ、民生児童委員などの協力のもと、支援体制を構築され、今日まで様々な取組をされてこられました。

要対協の重要な構造として、代表者会議・担当者会議・ケース会議の三層構造になっていると聞き及んでいますが、簡単に要対協の三層構造について説明をお願いいたします。

○議長（谷口 整） 岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援を行うための協議をする場として児童福祉法に位置づけられ、本町におきましては平成19年度に設置いたしました。

現在も要保護児童の案件を受理し、支援しておりますが、重篤なケースはなく、心身とも安定した生活が送れるよう、継続して見守り・支援を行っているところです。

本協議会の会議につきましては、ご承知のとおり3つの会議構成としています。

まず、代表者会議は、関係機関・団体の代表者で構成し、地域協議会の活動状況の評価や要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討を行います。最近では、京都府宇治児童相談所長より虐待相談の受理案件や虐待等を防ぐための留意すべきポイントなどの講演を受け、協議会として児童虐待防止の認識を深めているところでございます。

次に、実務者会議は、関係機関・団体の実務担当で構成し、要保護児童等の実態把握や具体的な支援内容の検討、連携についての協議を年3回、各学期末に開催し、長期の学校休業期間前に関係者で確認を行います。

次に、個別ケース検討会議は、要保護児童等に直接関わりのある関係機関の担当で構成し、定期的な開催と随時開催がでございます。児童等の状況把握や問題点の確認、援助方針や役割分担など細かな調整を行い、対応に向けた認識の共有を図っております。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 実務者会議は年3回、それ以外に個別会議では定期会議、随時会議を行っているとのことで、よく理解はできました。

特に、個別ケース会議では、課題を把握した部署が主体になって開催されていることも分かりました。

令和3年、福岡県で起きた3名の兄弟児死亡の例など、児童虐待事例検証結果報告書などを見ると、幾つかの課題の中に、要保護児童対策地域協議会の活用・職員の専門性の強化などが報告されております。また、緊急度アセスメントシートや安全確認チェックリストなどが活用されていないケースなども報告されております。

健診を受診されたお子さんや保育園児、小中学校などでは、その辺りのことはしっかりとできていると伺っておりますが、健診未受診の幼児や児童の状況把握はどうでしょうか。

このようなケースの存在はあまり聞いてはおりませんが、例えば、持ち運び可能な体重計や身長計など整備されてはいるのでしょうか。

在宅で保育園などに行っていない就学前の子どもについては、どのようなアプローチ



をされているのでしょうか。目視などによる身体状況の把握なども実施しているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 日頃から母子保健事業と子育て支援センター事業を中心に、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行っております。

ご指摘の健診未受診の場合、保健師から連絡をし、訪問で体重計等を持参し、お子さんの発育状況の観察や保護者の心身の状況を確認しています。

母子手帳交付時のアンケートや面接から、出産後も課題のある妊婦については、特定妊婦として支援を行っています。また、育児や家庭環境に不安があるなど、継続したフォローが必要と判断される世帯については、養育支援訪問事業につなげ、リスクの度合いに応じて要支援児童として支援を行うなど、定期的に連絡や訪問で確認する機会を持っております。

あわせて、子育て支援センターにおいては、来所時にお声かけや相談に応じたり、コロナ禍で来所できないときには情報紙に一言添えてポスティングをするなど、いつでも連絡ができるよう、つながりを大切にした取組で、虐待防止に向けた子育て支援に取り組んでいるところでございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） それでは、次に、役場内での情報共有についてお伺いいたします。

平成28年5月の児童福祉法の一部改正では、児童福祉法の1条で子どもの権利、主体性が明確化され、同法10条の2では、市区町村は拠点の整備に努めなければならないと明記されました。

また、29年の改正では、虐待を受けている児童などの保護者に対する指導の司法関与ができるようになりました。

また、先ほどの令和元年の改正では、児童の権利擁護・児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化などに関する内容も盛り込まれております。

この時の改正で変更になった一部に、25条の3があります。従来では、医療機関やその他の必要な情報を求めたときに、個人情報の漏洩の問題で断られるケースも多くあったようです。25条3の改正で、要対協から情報や資料を求められた機関は応じるよう努めなければならない。また、要対協メンバーは守秘義務が課せられ、懲役・罰金なども科せられることになりました。

児童福祉法25条の3の改正で、要対協は情報を得られやすくなったことはいいこと

と思いますが、対象児童の家庭環境や状況を把握できる役場内の各組織の横のつながりがきっちりと保てているのでしょうか。

教育委員会、福祉課、税住民課など、個別に情報の提供を求められた場合、共有された情報として対応できる体制はできているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

児童虐待は、虐待を起こさない手立てが重要であると考えます。先ほど課長が答弁いたしました。日頃から子どもと保護者の状況を把握し、きめ細かな対応を図ることで信頼関係が生まれ、相談することで様々な不安の解消、課題解決へつなげております。

課題を抱えるご家庭は、様々な要因が複雑に絡み合うことが多く、誰かがひもといっていかなければ、よい方向には進みません。そのため、庁舎内の関係者とも情報を常に共有し、課題解決に向けて支援のできる体制を構築しています。

また、それぞれの関係課に所属する団体等、例えば民生児童委員協議会や各学校など、地域や所属機関の協力も必要となってまいります。

要保護児童対策地域協議会は、さきに述べました会議を有効に活用し、ネットワークの網目から支援を必要とする児童が漏れることのないよう、各関係機関、団体と連携し、児童虐待防止や早期の対応に引き続き努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 庁舎内の関係者とも情報を共有し、解決に向けて支援できる体制を構築しているとの答弁をいただき、安堵しております。

最後に、厚生労働省のホームページでは、児童虐待を受けることで、子どもの身体や心には傷ができます。身体にできた傷はやがて消えていくものもありますが、消えないものもあります。また、心の傷はすぐに癒えないものも多く、その後の生活や将来に支障を来すものさえあるのです。社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

この言葉を申し添え、この質問を終わりたいと思います。

次に、法人後見事業についてお伺いいたします。

先日、宇治田原町第3期地域福祉計画が配布されました。これですね。

安心安全に暮らせる福祉サービス、環境づくりのために、住民一人一人が取り組むこと、地域が取り組むこと、事業者や団体など（医療・福祉の専門職）、社会福祉協議会が取り組むこと、行政が取り組むことなどがそれぞれ明記されております。

中でも社会福祉協議会が取り組むこととして、福祉などに関する情報の提供体制の充実、隙間のニーズを把握し支援を行うとの2項目が記述されております。

また、あわせて成年後見制度利用促進基本計画の制度の利用促進に関する発表もありました。

ご承知のとおり、法人後見事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、意思決定が困難な人を法律的に保護し、支えていく事業で、法人後見は社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人や補助人になることで、従来親族、弁護士などの専門職が個人で就任したときと同様に、法人が本人の保護、支援を行うことができる制度であり、個人の成年後見人と異なり、複数の職員が職務執行者として成年後見制度に基づく後見事務を行うため、長期的に事務を継続できるメリットがあるといわれております。

具体的な質問に入る前に、まず、本町の現状についてお聞きします。

本町の現在の高齢化率及び独居高齢者の人数、また、10年後の試算についてお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） 町の令和4年5月1日現在におけます65歳以上人口は2,814人となっており、高齢化率としましては31.69%となっております。

また、70歳以上の介護保険サービスを利用されていない高齢者の方々のお宅を、お達者訪問として町包括支援センター職員が訪問し、健康状態などを伺っている事業におきまして、常時一人暮らし世帯の人数把握等に努めているところではありますが、令和2年10月1日を基準として実施されました国勢調査では、高齢者の一人暮らし世帯は327世帯で、率にして9.6%となっております。

10年後につきましても、国における将来推計と同様に、本町におきましても高齢化はさらに進むと見込んでいるところであります。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 令和4年5月における65歳以上の人口は2,814人、高齢化率31.69%で、高齢者の一人暮らしは令和2年の国勢調査で327世帯、9.6%との回答でした。

一方、先日配布されました宇治田原町統計書令和3年度版を見ますと、昭和31年、人口8,273人、世帯数1,546、平成2年、8,316人、世帯数2,058、平成22年、9,711人、世帯数3,097、令和2年、8,911人、世帯数3,421人とのデータがあります。

この世帯数だけでは、本町の現状からして、外国人などの登録もあり、一概に一人暮らしの世帯が増加したことにはつながらないことは承知しておりますが、先ほど、10年後について、国の将来推計と同様とのことですが、この数字から外国人登録を除くと、本町の高齢化、一人暮らしの将来像が社人研などと同様類推できるのではと思います。

そのような中で、先ほどのNPO法人や社団法人などが本町内になく、町社会福祉協議会が機能しております。

今回の第3期地域福祉計画では、施策の方針として、権利擁護支援の地域ネットワーク及び中核機関の整備を進めると明記されております。

成年後見制度の利用促進では、必要な人が制度を利用できるよう相談窓口を整備するとありますが、法人後見事業導入について、町の考え方や方針についてお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） 法人後見事業を実施する法人としましては、町社会福祉協議会が想定されるところであり、町社会福祉協議会では既に実施している地域福祉権利擁護事業で培った高齢者や障がいのある方への支援のノウハウ、構築された人間関係などを活かし、本人の意思を尊重した支援を行っていけないのではないかと考えるところであります。

また、今後高まると予想される福祉ニーズに対するサービスの一つとして、法人後見事業は有益なものであると認識をしているところであります。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 次に、中核機関の役割と位置づけについてお伺いいたします。

町社会福祉協議会が想定されるとの先ほどの回答ですが、第3期福祉計画の中に、社会福祉協議会の体制として理事16名、評議員22名などの役員のほか、専門的な資格を持った事務職員の体制を整えるとあります。

法人後見事業を推進するに当たり、現在の町社会福祉協議会の体制で進めることができるのでしょうか。

都市部の社会福祉協議会などは、人・物・金の面で本町とは大きな開きがあり、本町

のような限られた資源のところでは、同様の事業を進めることは困難ではないのでしょうか。

地域福祉計画の中に、社会福祉協議会だけで推進が難しい部分は、各種行政機関とパートナーシップの強化により効果的に推進するとあります。

法人後見事業を推進するに当たり、どのような方法で進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

成年後見制度については、親族等が個人で成年後見人として選任される場合以外、つまり第三者後見人については、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が選任されることとなりますが、専門職の人材は京都市内に偏在している現状があります。こうしたことから、京都市及びその近郊では成年後見制度利用率が高いものの、京都市郊外市町村では地域福祉権利擁護事業の利用率が高いものとなっています。

議員ご指摘のとおり、自治体の規模やその有する地域資源は自治体によって状況が異なります。そのため、単独での法人後見事業への対応が困難な市町村のバックアップとして、京都府社会福祉協議会においては、地域福祉権利擁護事業に加え、住み慣れた地域で豊かに暮らせるよう、また、人の尊厳が大切にされ、自己決定を支える権利擁護体制の確立に向け、京都府全域を対象に法人後見事業開始に向けて検討をされているところであります。

今後も、京都府及び町社会福祉協議会の動向を注視するとともに、連携を図りながら、第3期地域福祉計画に包含して策定した成年後見制度利用促進基本計画に沿って、本町における福祉の推進に取り組んでまいり所存でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 町長は、ふるさと納税の使用について、次代を担う子どもたちに使うことを明言されております。このことは、私も大いに賛辞を送る一人ではありますが、2025年には戦後最大といわれる後期高齢者の時代が到来いたします。

高齢者の福祉政策及び高齢弱者といわれる人々へのより一層の施策を進めていただくよう強く求めまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて原田周一議員の一般質問を終わります。

続きまして、上野雅央議員の一般質問を許します。上野議員。

○6番（上野雅央） 通告に従いまして、上野雅央が一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、定住人口から関係人口についてお伺いいたします。

まず、最近のニュースからですが、新型コロナウイルスの国内での対策につきましては、マスク着用の新たな考え方や、ここ数年休止が続いていたお祭りの再開や観光需要回復の兆しなど、行動制限の緩和が進んできております。感染力の高い変異株発生など、引き続き基本的な感染対策の徹底が求められておりますが、普段の生活に戻りつつあることは誠にうれしいことであります。

しかし、そんな中、私が特に気になったニュースが、山口県阿武町で発生した公金の誤送金のニュースであります。日本海沿いの人口3,000人の小さな町に突然降って湧いた事件は、様々な要因と事情が絡み合ったものであったことから、全国的な注目を集める出来事に広がりました。

そもそもの原因は町が犯したヒューマンエラーであり、フロッピーディスクを今なお使用しているというシステムや、事務の流れの見直し、チェック体制の徹底など、急務な作業が求められております。

全国の自治体にとっては、他山の石となるものです。本町におきましても、今一度、事務の点検のほど、よろしく願いいたします。

さて、山口県阿武町のことですが、過疎脱却に向け、若者に移住定住してもらうべく、いろんな補助制度を設けている山口県阿武町ですが、事件の容疑者は、単身世帯に10万円、家族世帯には20万円の奨励金が交付されるというIターン制度を利用、活用して移住してきました。

人口約3,000人の阿武町では、ほかにも就業や結婚、出産など様々なシーンで定住奨励金が設定されているようですが、容疑者の行為は純粹に町への熱い思いを持って移住された方々に、もともとのお住まいで町に愛着ある住民の方々の気持ちを踏みにじったものでもあります。

このように、手厚いメニューにより移住定住施策を展開する地方の町村は全国にたくさんあり、本町もその一つであります。

現在我が国が直面している大きな課題といたしまして、人口減少と少子高齢化があります。日本全国の人口が減少している中で、特に地方人口減少が顕著なものとなっております。

出生率の低下もありますが、大学進学や就職を機会に、若い世代の人たちが地方から首都圏などの都市部へ流出するという人口移動が大きな要因になっていると思います。

また、高齢化が加速されるということにつきましては、3年後の2025年には、これまで日本社会経済を支えてこられた団塊の世代の約800万人の方々が後期高齢者となられ、国民の5人に1人が75歳以上となります。その時点で65歳以上は人口の3割を超えるという、まさに超高齢化社会がすぐそこにやってくるという現状でもありません。

地方において、特に深刻となっています人口減少問題の要素といたしましては、人口流出と移住定住の2つの観点があります。つまり、人口減少社会で定住人口の増加は容易ではなく、交流人口が増加しても担い手の確保には直接つながりません。

こうした中で、総務省は、過去に移住経験や滞在経験がある人、また観光などを契機に関心を持ち、地域の人々と多様に関わる人を関係人口と定義し、地域経済の活性化を目指そうとしております。

そこで、まずお聞きしたいのですが、これまで移住定住施策をもって宇治田原町をアピールされてきましたが、人口減少には歯止めがかからず、特に空家を移住定住や交流拡大に結びつけることを目的とした宇治田原町空家バンクをはじめ、各種制度や移住サイトなどについて、今後とも継続的に経費投入していかれるのかどうか、これまで町としてやってこられた移住定住施策についてどのようにレビューされているのか、お聞かせください。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 移住定住を促進するために、まず、その入り口として宇治田原町を知っていただくことの重要性から、本町ではこれまで、移住希望者向け冊子の作成や、移住定住ポータルサイト「うじたわLIKE」の開設運営のほか、移住定住、観光振興、ふるさと納税、関係人口を一体的にプロモートする「旅色FOCAL」の公開など、「京都に、宇治田原町」を全国に知っていただくためのシティプロモーションを展開してまいりました。

また、空家バンクやお試し住宅などの空家活用のほか、新たに住居を取得し、移住定住された方への支援制度などにより、平成29年度から昨年度までの5年間では、これら制度を活用し、100世帯300人を超える方に移住定住をしていただきました。

全国的な傾向と同様に、本町の人口減少傾向に歯止めがかかっていないことは事実でございますが、少なくとも令和2年国勢調査の段階で、町の総合計画、総合戦略に掲げ

る令和2年の将来人口推計値を達成していることは大きな成果と捉えております。

これら移住定住施策は、国・府の財源を最大限に活用しながら構築、推進してまいったところですが、今後も有効な財源活用を前提に、継続的な施策展開を行い、総合計画、総合戦略に掲げる将来人口の実現と暮らしの幸福度の高いまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 上野議員。

○6番（上野雅央） 5年間の移住定住者100世帯300人が多いと見るのか、いやいや、宇治田原町のポテンシャルをもってすればまだまだ足りないと見るのか、それとも移住定住の数値だけにこだわる必要があるのかと、その評価は様々だと思います。

実際のところ、総合計画、総合戦略に掲げられた目標人口には、インフラ整備の遅れなどにより、今後難しい局面が想定されるのではないのでしょうか。

他方、戦略人口に挙げられた幸福度の高いまちづくりを目指すことは、人口流出阻止に大きく貢献するものであると考えます。

補助金や交付金などの財源を有効活用しながら、宇治田原町としてあるべき姿、ビジョンマップをしっかりと描き、効果のある施策の展開に期待を寄せたいと思います。

このような実態を踏まえ、国も地域づくりの担い手不足という課題解決へのアプローチとして、定住人口から関係人口へと新たな概念に着目した取組にシフトしたということです。

地域活性化に欠かせない人材をどう確保するのか、この点で注目したいのが関係人口という考え方であります。

関係人口という新たな概念を意識した中で、本町における創出対策についてのご所見をお伺いいたします。

また、さらに、関係人口の拡大に向けた取組として、本年3月の町長施政方針で述べられました戦略的なシティプロモーションの仕掛けとは具体的にどのようなことを考えておられるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 先ほど担当理事答弁のとおり、様々な移住定住支援策を推進してきた中、昨年には「旅色FOCAL」の公開と併せ、総合戦略の目標に掲げる関係人口「宇治田原地域ファンバンク」の取組として、SNSの一つ、インスタグラムを活用した町の公式アンバサダーの募集・発信を開始し、多くの閲覧をいただくとともに、一部フォロワーの方とは双方向でのやり取りを行っております。



有効なプロモーションである高速道路サービスエリアでの広告発信の継続と併せ、その拡大を図っていく所存です。

また、同じく総合戦略に掲げる関係人口であるふるさと納税については、非常に高いレベルでの発信を進めてきた結果、全国から多額の寄附を頂き、町内の未来を担う子どもたちに優先的に活用させていただいているところですが、今年度からは専門の体制のもと、さらなる発信を進めてまいりたいと考えております。

こうした取組の相乗効果により、移住した定住人口でもなく、観光等で訪れる交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々、関係人口を創出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 上野議員。

○6番（上野雅央） 関係人口の中でも、定住移住を最上位とし、地域を知りたい、地域に行きたい、地域に住みたい。知りたい、行きたい、住みたいと思ってもらえる宇治田原町ファンづくりをし、そして生涯顧客づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは、次に、ヤングケアラーについての質問であります。

ヤングケアラーとは何なのか、少し調べましたところ、2018年の5月に東京にある大学の准教授が「ヤングケアラー」という著書を出版され、その定義として、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」と書かれたことが日本で語源のようです。

ヤングケアラーの実態は、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、相談するまでの選択には至らず、支援が必要であったとしても、表面化しにくいという状況となっているようです。

また、一般社会における認知度においても、厚生労働省が令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、日本総研に委託して実施され、ヤングケアラーの実態に関する調査研究結果によりますと、一般国民調査項目でヤングケアラーの認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が29.8%でした。「聞いたことはあるが、よく知らない」が22.3%、「聞いたことはない」が48%でした。

この調査では、令和2年度に子ども本人（中学生、高校生）を対象としたヤングケアラーの全国調査として初めて行われたものですが、現在において、まだまだ知られてい

ないという事実であります。

そこでお聞きしたいのですが、本町におけるヤングケアラーの認知度についての所見及びヤングケアラーの子どもの数や実態の把握はなされているのでしょうか。お答え願います。

○議長（谷口 整） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） まず、ヤングケアラーにつきましては、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされております。

また、家事や家族のケアを担うこと自体が悪いことではなく、その経験から得るものも多いと考えられますが、ケアを担うことで様々な負担、困難を抱え、それが将来にわたって重要な影響を及ぼすことが問題であり、子どもの人権に関わる事柄ともされております。

ご質問にあります認知度につきましては、昨年12月の文教厚生常任委員会におきまして、第3期地域福祉計画策定時に行った住民アンケート調査の結果としてご報告をさせていただいているとおり、「知っている」または「一部知っている」との回答を合わせて32.7%となっております。

また、本町における実態につきましては、要保護児童対策地域協議会や小中学校で把握している事案の有無、民生児童委員の日常活動で把握している事案、また、地域福祉計画策定の際にケアマネジャーとの介護の実態について意見交換するなど、様々な主体と意見交換を行い、実態把握に努めた結果、現在のところでは該当者なしと把握しているところであります。

○議長（谷口 整） 上野議員。

○6番（上野雅央） 本町における実態把握では該当なしとの答弁でしたが、厚生労働省が今年1月に行った調査では、小学6年生のおよそ15人に1人が家族の世話をしていると答えたことが分かっております。

私が特に気になる問題として、ヤングケアラーの若者は本来学業に使うべき時間をケアに費やすこととなり、本来の学業がおろそかになってしまう点にあると思います。日々の疲労などから、学業に向ける体力や意欲が失われます。中には学業を諦める方もおられるのではないのでしょうか。また、精神的にも経済的にも困窮してくるなど、一人では負いきれない状況になってくるのではないかと危惧を抱きます。

そこでお聞きしたいのですが、ヤングケアラーを救済する手立てについて、どのよう

に考えておられるのか、お答え願います。

○議長（谷口 整） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） ヤングケアラーの支援については、現代社会が抱える課題であるヤングケアラーとは何か、何が問題となっているかということについて周知・啓発を行うことが必要であります。

本人はもとより、家族や周囲の人の認知度が向上することにより、これまで問題だと捉えられていなかったことが、実際はそうではなく、子どもの将来にも重大な影響を与える可能性がある事柄であるという認識のもと、声を上げる、相談をするといった課題解決に向けた行動につなげることができると理解しております。

また、周知・啓発を行うと同時に、日常より様々な主体との意見交換等に努め、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

さらには、相談があった際には、実態把握のもと、様々な医療・福祉等の制度・サービスにつなぎ、個々のケースに寄り添った問題解決に向けての支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 上野議員。

○6番（上野雅央） 国や京都府では、いろんな施策を考えておられるところでもありますが、本町の地域特性も鑑み、地域に出向いておられる保健師さん、また、民生委員、児童委員さん、また、小中学校の教職員さんなどから情報を得るなど、若者を取り巻く環境に関わる人たちからも情報提供を受けるなど、取組を強めていただき、これからの本町を支えていく若者の未来を輝くものにしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

ふるさと宇治田原のこれからを担う若者が、自分らしく将来の展望を持って成長していける環境を整えることは、非常に重要であると認識しているところでございます。

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくことを目的として、京都府により、去る令和4年4月28日に京都府ヤングケアラー総合支援センターが開設されました。ヤングケアラー総合支援センターでは、ヤングケアラーに関する認知度向上のため、当事者や社会全体への広報啓発を実施するとともに、相談から適切な支援につなげるためのコーディネーターを配置した相談窓口が設けられております。

さらなる取組として、支援のためのネットワーク支援組織の構築などが期待されると

ころであります。

本町におきましても、庁内関係所管課相互の連携はもちろんのこと、地域において活動されている団体・事業者等と連携を図りながら取組を進めてまいる所存でありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 上野議員。

○6番（上野雅央） 支援や対策について、行政の施策としてはまだまだ始まったばかりであります。介護者が子どもだからこそ、特別な配慮が必要ではないかと考えます。

家庭教育に左右されず、全ての子どもたちが豊かな学校生活を送り、さらに安心して教育を受けられるような施策の検討を、今後もよろしくをお願いいたします。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） 以上で、上野雅央議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

次回は6月16日午前10時から本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願いをいたします。

本日はお疲れさまでした。

散 会 午後 2時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 本 精

署 名 議 員 今 西 利 行